

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

厚木市

### 2 構造改革特別区域の名称

あつぎIT人材育成特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

厚木市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

本市は、神奈川県中央に位置し、西は大山を境に秦野市、西から北にかけては愛甲郡清川村、愛川町に、北から東にかけては相模川を挟み相模原市、座間市、海老名市、高座郡寒川町に、また、南は平塚市、伊勢原市と6市2町1村に接している。

地勢は、西北から東南に緩やかに傾斜し、西部及び西北部は山岳地帯で数系の小山脈が南北に走っている。西部においては霊峰阿夫利の峰大山がそびえ、丹沢山塊へ連なっている。市の東部は、遠く富士五湖の一つである山中湖に源を発する相模川の清流が南北に貫通している。

市域の形状は東西13.68キロメートル、南北14.80キロメートルの扇形に近い地形であり、面積は93.83平方キロメートルと県下19市中6番目の面積を有する。

人口については、平成17年の国勢調査では、総人口222,403人（男性116,150人、女性106,253人）であり、世帯数は89,740世帯である。

総人口は、平成12年の国勢調査時点と比べて5,034人増加している。平均年齢に

については、平成18年1月1日現在で40.17歳と神奈川県下19市の中で最も若い。

そして、生産年齢(15歳から64歳)の割合についても、平成18年1月1日現在で71.9%と、神奈川県下19市において最も高くなっている。

また、本市は東京から46キロメートル、横浜から32キロメートルと都心に近い位置にあり、東名高速道路を始めとする高規格幹線道路が市域を走り、県央地域における交通結節点として栄えてきた。さらに首都圏の諸機能分散の受け皿として、平成9年には業務核都市に指定されたほか、地方分権一括法の施行により、平成14年4月には、「特例市」に移行するなど着実な発展を続けている。

本市の情報政策については、厚木市総合計画「あつぎハートプラン」を中心とした行政計画に基づき、市の重要政策として地域情報化に積極的に取り組んでいる。

具体的には、厚木市総合計画「あつぎハートプラン」の「情報ネットワークのまちプロジェクト」の個別計画として、情報化施策の基本方針を示した「厚木市情報化推進計画」を平成11年3月に策定した。この計画に沿って、地域の情報化を推進する拠点施設や情報通信基盤の整備を着実に進めるとともに、各種情報システムの構築に努めてきた。

さらに、近年のインターネットや携帯電話の急速な普及に代表される高度情報化社会に対応するため、平成13年6月に、市内企業・大学関係者や有識者による「厚木市IT戦略会議」を設置し、情報化に関する施策について総合的な検討を進め、平成14年2月に「厚木市IT基本戦略」の提言を受けた。同戦略は、情報通信技術(IT)を市民生活や自治体経営に積極的に取り入れ、市民サービスの向上、産業の振興、事務の合理化などを図るため、「みんなでつくるITのまち あつぎ」を基本理念に掲げ、「市民がITを積極的に活用できるまち」、「すべての市民がITの恩恵を幅広く享受できるまち」の実現を目標に利便性と安全性が高く快適で暮らしやすい社会生活環境の整備手法や事業施策を提示している。

また、同戦略では、情報化の推進に当たっては、インフラ(情報通信基盤)やコンピュ

ータ機器といった「ハードウェア」の整備と、システム（アプリケーション）やコンテンツ、情報リテラシーといった「ソフトウェア」の整備を車の両輪として進めることが重要であるとし、特に、「ソフトウェア」に関しては、市民を主役として情報化を進めるため、市民の情報リテラシーを高めるとともに IT 推進を担う人材の育成が重要であるとしている。

本市では、現在まで、この総合計画及び IT 基本戦略に従って情報化を進めてきた。特に、市制施行 50 周年（平成 17 年 2 月 1 日）を契機として、平成 16 年度から 17 年度の情報化に関する施策を「アクションプラン 50」としてまとめ、インターネットやパソコンなど情報通信技術を活用したサービスの充実を図ってきた。

本特区で特例措置を導入する「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、経済産業省が、情報処理技術者としての「知識・技能」の水準がある程度以上であることを認定している国家試験である。情報システムを構築・運用する「技術者」から情報システムを利用する「一般市民」まで、IT に関係するすべての人にかかわる試験として実施されている。この試験は、特定の製品やソフトウェアに関する試験ではなく、情報技術の背景として知るべき原理や基礎となる技能として、幅広い知識が総合的に評価されている。

これらの資格取得者を増加させることは、次の理由により、厚木市の IT 人材の裾野を広げることになり、高度な IT 技術を持つ人材の育成・確保、市民サービスにつながる。

- (1) 経済産業省の登録制度である「システムインテグレーション (SI) 登録」、「特定システムオペレーション企業等 (SO) 認定」において、情報処理技術者試験の合格者数が企業の技術的能力の審査項目の一つとなっている。また、これら登録制度は、政府や地方自治体の事業における入札参加資格の参考となっている。
- (2) 技術水準が急激に変化し多様化するなかで、幅広い観点から試験問題が出題されており、コンピュータやオペレーティングシステム (OS) の種類に縛られない幅広い知

識を習得できる。また、このような人材を育成することは企業競争力の強化にもつながる。

(3) さらに勉学を進めて上級の情報処理技術者試験合格者(指定試験区分)は、国家試験(中小企業診断士、弁理士)の一部免除制度が受けられる。

(4) 「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」は、厚生労働省が創設した「若年者就職基礎能力支援事業(“YES-プログラム”)」の資格試験として、認定されている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

「厚木市 IT 基本戦略」にて提言されているように、「新産業の創造、企業誘致、育成」、「雇用機会の拡大」をさらに推進させ地域経済を発展させるためには、IT 人材の育成・確保は重要であり、具体的な措置が必要である。

「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」は、情報処理技術者試験の中でも、IT 技術の基礎的な資格であり、取得については、将来、IT スペシャリストになる上で最初のステップである。しかし、試験内容がコンピュータに関する基礎知識に加えて、経営管理、情報化戦略、財務会計、知的財産権の関連法規など多岐にわたっている。初学者が資格取得のために学習すべき内容が多く、負担が大きいため、受験意欲を低下させているものと考えられる。これが、IT 人材の裾野を広げる上で大きな問題となっている。

その措置として、本市では文部科学省が後援する情報検定資格(以下、「J 検」)を併用することによる「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」の午前試験を免除する特例措置を適用する。

J 検では、「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」の広範な内容を複数の分野に分け、分野ごとに資格を設けている。この J 検を併用することによるメ

リットとして、次のことがあげられる。

- ( 1 ) 広範囲な学習内容を分割した J 検合格を第一目標とすることで、情報化分野への興味が増加する。
- ( 2 ) J 検合格者には一定の条件で「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」の午前試験が免除されるため、若者の勉学意欲が向上する。
- ( 3 ) 勉学に励む若者の増加は「元気なまち」の実現にとって、重要な意義がある。
- ( 4 ) 「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」の資格取得者の増加は「IT のまち あつぎ」を支えるものとする。

厚木市に存在する教育機関において、本特例措置を適用すれば、効率的に IT 人材を多数育成することが可能となり、「新産業の創造、企業誘致、育成」、「雇用機会の拡大」をさらに推進させ地域経済の発展に大きく貢献することができる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### ( 1 ) 若年者の IT 人材の育成

今回の構造改革特別区域の申請により、「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」の午前試験が免除になれば、受験者の負担が軽減され、午後を実施される実務的な分野の試験に集中でき、合格者数を増加させることが見込まれる。

また、J 検と併用することにより、若年者に対し段階的な資格の取得と効率的な学習が可能となるため、受験者の意欲が高まり IT 人材の裾野を広げることができる。初級システムアドミニストレータ、基本情報技術者の資格取得を足がかりに IT スペシャリストへの道も開かれ、数多くの優秀な IT 人材の輩出が見込まれる。

### ( 2 ) 地域産業の活性化

現在、IT 企業のみならず、あらゆる企業において経営の合理化・経営の効率化を進めるには IT 人材が必要不可欠であり、企業の雇用意欲は高い。初級システムアドミニス

トレータ、基本情報技術者の資格取得者が増加すれば、企業の活性化につながる。厚木市民にとっては、「雇用機会の拡大」につながるとともに、さらに、ITスペシャリストへ挑戦する市民の増加により、優秀なIT人材の輩出が可能となり「厚木市IT基本戦略」における「創造・発見・元気なまちづくり」の実現へと導くことになる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回申請の特例措置により、「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」の合格率及び合格者数が増加することが予想される。

さらに、本市の6市2町1村と接している恵まれた地理的条件を活かして、近隣から特例措置による資格取得を目的とした若年者を厚木市内の高等教育機関に集めることが容易になる。

また、情報処理技能を有する若年者が増加すれば、高度なIT人材の確保が容易となり、厚木市への企業誘致、新産業の創造の一層の進展が期待できる。

そして、当該特定事業を実施することは、IT人材資源の創出及び強化につながり、地域の情報化及び地域経済の活性化に係る人材の確保にも資することにもなる。

## 8 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

#### 厚木市IT基本戦略

##### (1) 学校におけるIT教育の推進

パソコン教室の整備を継続的に進め、普通教室に生徒用のパソコンとプロジェクタを設置し、授業で活用するとともに、校内LANを整備し、どの授業でもインターネットが利用できるようにする。

##### (2) 市民の情報リテラシーの向上

ア 情報プラザの活用や公共施設での利用者開放端末の整備を行い、市民がインターネットを身近なところで利用できるようにして、ITへの理解を深める。

イ さまざまな時間や場所でIT講習を実施し、デジタルデバイドの解消を図るとともに、パソコン等の操作に精通した市民にボランティアとして協力をしてもらい、市民との連携を図り実施する。

##### (3) 「創造・発見・元気なまちづくり」の実現に向けて

ア 企業誘致に向けインキュベーション施設の整備、企業への優遇制度導入、起業家のための支援体制の整備、誘致活動等を行う。

イ 市内の商店街や観光、産業、行政情報等のさまざまな情報を一元的に提供するポータルサイトを構築し、地域の集客力の向上や活性化を図る。

##### (4) 電子自治体の実現に向けて

ア 市民が自宅のインターネットから生涯学習の情報を入手したり、講座等の申込みができるサービスを提供する。

イ マルチペイメント等を活用した電子納付基盤を整備し、納税者の利便性の向上を図るとともに、歳入、歳出事務の電子化を推進する。

## 別紙 1

### 1. 特定事業の名称

1131(1143, 1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### (1) 講座の開設者

学校法人ソニー学園 湘北短期大学 情報メディア学科 学科長 小野目豪  
所在地：神奈川県厚木市温水 428 番地

#### (2) 修了認定に係る試験の提供者

財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男  
所在地：東京都千代田区九段北 4 - 2 - 25 私学会館別館

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(J検併用コース)  
別添資料1「履修計画」参照

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

#### (2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定(J検)情報活用試験 1級」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率(70%以上)を持って履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し(3)の規定により当該試験を実施し合格基準を満たした者について修了を認定する。

#### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験問題は、経済産業大臣が告示で定める履修項目のうち民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定(J検)情報活用試験 1級」で出題された項目を除いた内容で実施する。初級システムアドミニストレータ試験講座(J検併用コース)については、財団法人専修学校教育振興会が講座開設者に試験問題を提供する。問題は独立行政法人情報処理推進機構の審査を受けるが、その結果適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。

試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。



(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報活用試験

試験科目 1級

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	情報と情報の利用	(1) データと情報
		(2) 情報の表現方法
		(3) 情報の活用、情報処理の手順
		(4) 情報の収集と発信
		(5) 情報の管理
2	パソコンを利用したシステム	(1) パソコンシステムとその環境
		(2) オペレーティングシステム
		(3) ファイルシステム
		(4) パソコン関連機器とインターフェース
3	ネットワークの利用	(1) 情報通信ネットワークの概要
		(2) インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア
		(3) モバイルコンピューティング
		(4) ネットワーク上のパソコンの管理
4	情報ネットワーク社会への対応	(1) 情報ネットワーク社会に関する用語・知識
		(2) 社会におけるコンピュータの利用
		(3) 知的財産権
5	情報セキュリティ	(1) ネットワークセキュリティ
		(2) コンピュータセキュリティ

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。

## 別紙 2

1. 特定事業の名称  
1132(1144、1146) 修了者に対する基本技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
  - (1) 講座の開設者  
学校法人ソニー学園 湘北短期大学 情報メディア学科 学科長 小野目豪  
所在地：神奈川県厚木市温水 428 番地
  - (2) 修了認定に係る試験の提供者  
財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男  
所在地：東京都千代田区九段北 4 - 2 - 25 私学会館別館
3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
構造改革特別区域計画が認定された日
4. 特定事業の内容
  - (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画  
「基本情報技術者試験講座」(J検併用コース)  
別添資料2「履修計画」参照  

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。
  - (2) 修了認定の基準  
当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定(J検)情報システム試験 基本スキル」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率(70%以上)を持って履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し(3)の規定により当該試験を実施し合格基準を満たした者について修了を認定する。
  - (3) 修了認定に係る試験の実施方法  
修了認定に係る試験問題は、経済産業大臣が告示で定める履修項目のうち民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定(J検)情報システム試験 基本スキル」で出題された項目を除いた内容で実施する。基本情報技術者試験講座(J検併用コース)については、財団法人専修学校教育振興会が講座開設者に試験問題を提供する。問題は独立行政法人情報処理推進機構の審査を受けるが、その結果適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。  
試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報システム試験

試験科目 基本スキル

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	コンピュータ科学基礎	(1) 数値表現とデータ表現の種類
		(2) 数値とデータの表現方法
		(3) 演算と精度
		(4) 文字の表現
		(5) その他のデータ表現
		(6) 情報と論理
		(7) 基本データ構造
2	コンピュータシステム	(1) プロセッサアーキテクチャ
		(2) メモリアーキテクチャ
		(3) バスアーキテクチャ
		(4) 補助記憶
		(5) 入出力アーキテクチャ
		(6) オペレーティングシステム
		(7) ファイル管理

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものである。

## 別紙 1

### 1. 特定事業の名称

1131(1143, 1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### (1) 講座の開設者

学校法人ソニー学園 湘北短期大学 情報メディア学科 学科長 小野目豪  
所在地：神奈川県厚木市温水 428 番地

#### (2) 修了認定に係る試験の提供者

財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男  
所在地：東京都千代田区九段北 4 - 2 - 25 私学会館別館

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(J検併用コース)  
別添資料1「履修計画」参照

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

#### (2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定(J検)情報活用試験 1級」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率(70%以上)を持って履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し(3)の規定により当該試験を実施し、財団法人専修学校教育振興会が定める合格基準を満たした者について修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、I P Aの定める合格基準を満たした者について修了を認定する。

#### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成し、I P Aの審査によって認められた問題を使用する。またI P Aの審査の結果適切であると認められなかった場合はI P Aが提供する問題を使用して実施する。修了認定に係る試験会場は、当該認定講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報を、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣(I P Aが試験事務を行う場合にあって

ては、IPA)に通知するものとする。

上記に定める事項のほか、試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報活用試験

試験科目 1級

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	情報と情報の利用	(1) データと情報
		(2) 情報の表現方法
		(3) 情報の活用、情報処理の手順
		(4) 情報の収集と発信
		(5) 情報の管理
2	パソコンを利用したシステム	(1) パソコンシステムとその環境
		(2) オペレーティングシステム
		(3) ファイルシステム
		(4) パソコン関連機器とインターフェース
3	ネットワークの利用	(1) 情報通信ネットワークの概要
		(2) インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア
		(3) モバイルコンピューティング
		(4) ネットワーク上のパソコンの管理
4	情報ネットワーク社会への対応	(1) 情報ネットワーク社会に関する用語・知識
		(2) 社会におけるコンピュータの利用
		(3) 知的財産権
5	情報セキュリティ	(1) ネットワークセキュリティ
		(2) コンピュータセキュリティ

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。

## 別紙 2

1. 特定事業の名称  
1 1 3 2 ( 1 1 4 4、 1 1 4 6 ) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
  - ( 1 ) 講座の開設者  
学校法人ソニー学園 湘北短期大学 情報メディア学科 学科長 小野目豪  
所在地：神奈川県厚木市温水 428 番地
  - ( 2 ) 修了認定に係る試験の提供者  
財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男  
所在地：東京都千代田区九段北 4 - 2 - 2 5 私学会館別館
3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
構造改革特別区域計画が認定された日
4. 特定事業の内容
  - ( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画  
「基本情報技術者試験講座」( J 検併用コース )  
別添資料 2 「履修計画」参照  

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構( I P A )に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。
  - ( 2 ) 修了認定の基準  
当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定( J 検 ) 情報システム試験 基本スキル」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率( 70%以上 )を持って履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し( 3 )の規定により当該試験を実施し、財団法人専修学校教育振興会が定める合格基準を満たした者について修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構( I P A )が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、I P A の定める合格基準を満たした者について修了を認定する。
  - ( 3 ) 修了認定に係る試験の実施方法  
修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成し、I P A の審査によって認められた問題を使用する。また I P A の審査の結果適切であると認められなかった場合は I P A が提供する問題を使用して実施する。  
修了認定に係る試験会場は、当該認定講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。  
当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報を、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣( I P A が試験事務を行う場合にあっては、I P A )に通知するものとする。

上記に定める事項のほか、試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。



(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報システム試験

試験科目 基本スキル

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	コンピュータ科学基礎	(1) 数値表現とデータ表現の種類
		(2) 数値とデータの表現方法
		(3) 演算と精度
		(4) 文字の表現
		(5) その他のデータ表現
		(6) 情報と論理
		(7) 基本データ構造
2	コンピュータシステム	(1) プロセッサアーキテクチャ
		(2) メモリアーキテクチャ
		(3) バスアーキテクチャ
		(4) 補助記憶
		(5) 入出力アーキテクチャ
		(6) オペレーティングシステム
		(7) ファイル管理

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。